

第 8 号議案

東大和市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市組織条例の一部を改正する条例

東大和市組織条例（昭和54年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）建設及び営繕に関すること。

第2条の表まちづくり部の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。